

## 都南地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

| 市町村名   | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
|--|------------|-----------|
| 盛岡市  | 平成25年3月21日 | 令和6年3月31日 |
| 対象地区名(地区内の集落名)                                     |            |           |
| 大ケ生、乙部、上飯岡、下飯岡、黒川・手代森、永井、羽場、見前1、見前2、見前3、見前4、見前5、湯沢 |            |           |

## 1 対象地区の現状

|                                       |          |    |
|---------------------------------------|----------|----|
| ① 地区内の耕地面積                            | 2,011.78 | ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 1,572.13 | ha |
| ③ 地区内における71歳以上の農業者の耕作面積の合計            | 660.06   | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                 | 213.49   | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計            | 195.36   | ha |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 126.10   | ha |
| (備考)                                  |          |    |

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・高齢化が進んでいる。
- ・有害獣の被害が深刻である。
- ・基盤整備が進んでおらず、条件の悪い農地は耕作放棄地化の懸念がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

## 【大ケ生、乙部、黒川・手代森集落】

傾斜地の畑や分散した農地が多く集約を行うのは難しいが、中心経営体である認定農業者が農地利用を担うほか、地域の中心となりうる新規就農者を積極的に育成していく。

## 【上飯岡、下飯岡集落】

基盤整備事業の活用を検討しながら、大規模に経営している認定農業者である法人や規模拡大意向のある認定農業者が効率的に作業できるように集積・集約を推進していく。

## 【羽場、湯沢集落】

基盤整備事業の活用を検討しながら、大規模に経営している認定農業者である法人及び若い認定農業者への集積・集約を推進していく。

## 【永井、見前集落】

基盤整備事業の活用を検討しながら、大規模に経営している認定農業者である法人や規模拡大意向のある認定農業者への集積・集約を推進していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

|                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 農地中間管理機構の活用   | 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。                                   |
| (2) 耕作放棄地の解消・再生利用 | 多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の耕作放棄地を未然に防止するとともに、発生した場合は効果的な事業の活用を検討し、関係各所と連携し耕作放棄地の解消に努める。 |
| (3) 鳥獣被害防止対策の取組   | 鳥獣被害が深刻であり、農業を行う意欲を削いでいることから、侵入防止柵の設置等に取り組む。  |
| (4) 基盤整備への取組      | 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。  |
| (5) 複合経営による経営の安定化 | 水稻を中心に果樹、野菜、大豆等の高収益作物の複合経営を行い、効率的な農業経営を行うことで安定化を図る。   |

#### 5 今後の地域の中心となる経営体の状況

##### (1) 経営体数

|                           | 個人・任意組合 | 法人    |
|---------------------------|---------|-------|
| ① 認定農業者                   | 80 人    | 20 法人 |
| ② 認定新規就農者                 | 9 人     | 法人    |
| ③ 集落営農組織                  | 1 組織    | 法人    |
| ④ 他市町村の認定農業者              | 人       | 1 法人  |
| ⑤ 他市町村の認定新規就農者            | 人       | 法人    |
| ⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup> | 3 人     | 法人    |
| ⑦ 今後育成すべき農業者              | 79 人    | 法人    |

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

##### (2) 農地の集積面積

|    | 集積面積        | 地域内の耕地面積    | 集積率     |
|----|-------------|-------------|---------|
| 現状 | 1,102.90 ha | 2,011.78 ha | 54.82 % |
| 今後 | 1,231.70 ha | 2,011.78 ha | 61.22 % |